

令和2(2020)年度 日韓文化交流基金 学術定期刊行物助成 申請案内

1. 事業の目的

学術定期刊行物助成事業は、日韓相互理解の醸成と日韓の知的分野における交流、日本における韓国朝鮮研究の成果の公開と社会的な還元を目的としています。

2. 助成対象

日本に所在する人文社会科学分野の学会・研究会などが、韓国朝鮮に関する研究活動の成果報告として刊行する学術定期刊行物（一団体あたり一種一号）を支援対象とします。なお、申請には以下の要件を満たしていることが求められます。

- ①令和2(2020)年4月から令和3(2021)年2月までの間に、対象となる号の出版を完了できること
- ②以下のいずれかの条件を満たすこと
 - イ) 編集担当者とその号のテーマ・編集方針が決定していること
 - ロ) 論文公募の場合はレフェリー制（査読などを行うことを規定で定め、審査を行う制度）を採用していること

ただし、以下のものは対象となりません。

- ①大学、研究所などの機関がその事業として刊行する紀要などの定期刊行物
- ②商業的に採算がとれると考えられるもの
- ③会議議事録などの記録書類
- ④配布計画のないもの

3. 助成申請資格

日本に所在する学会・研究会であり、以下の条件を満たす団体から申請を受け付けます。

- ①学術研究の向上及び発達を図ることを目的としていること
- ②会則などがあり、機関誌の発行、集会を行っていること
- ③応募会員により組織が成立していること
- ④会員の資格が特定の地域または大学など研究機関に限定されていないこと

4. 助成対象経費

申請のあった刊行物の出版経費のうち、印刷製本費の一部について助成します。原稿料、翻訳料、著作権料、校閲料などは助成の対象となりません。

助成金額は印刷製本費の50%以内とし、20万円を上限とします。

助成金の支払は刊行後に、一括して行います。

5. 募集期間

学術定期刊行物助成の申請は年1回の募集とします。

令和2(2020)年1月15日～1月24日
(令和2(2020)年4月～令和3(2021)年2月に出版完了予定の学術定期刊行物)

申請書類は期限内に郵送してください(締切日必着とします)。メールあるいはファックスによる申請は正式な申請と見なされません。

年に複数号刊行を予定しているものは、1回の募集につき1件のみ申請可能とします。

6. 助成申請書類

助成申請にあたっては、次の書類をご用意ください。

- ①基金所定の申請書(様式第1号)
- ②目次(案) (全体構成のアウトライン、執筆予定者の氏名など)
- ③申請時点において完成している原稿がある場合には、その原稿のコピー。それ以外の場合は、過去に出版された最新の刊行物1部。
- ④見積明細書(印刷会社が発行した、製版・印刷などの項目別に明細が明記されているもの)
- ⑤申請団体の定款、会則、投稿規程

書類がすべて整っていない場合、審査の対象とはなりませんのでご注意ください。すべての書類は申請者側で控えをご用意ください。申請書類は採否のいかんに関わらず、返送いたしません。

なお、当基金はこの学術定期刊行物助成の募集により入手する個人情報を、本事業の目的以外に利用することはありません。個人情報については、当基金が別途に定める「個人情報の保護に関する方針(プライバシー・ポリシー)」に従って取り扱います。

7. 審査および結果通知

- ①募集を締め切った後、審査には2ヵ月程度の期間を要します。
- ②審査結果については各申請団体宛に書面で通知します。その際、助成対象に決定した団体には助成金の交付に関わる書類もあわせて送付します。
- ③採否決定の経緯や理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。

8. 審査基準

審査は次の三点に照らして行われます。

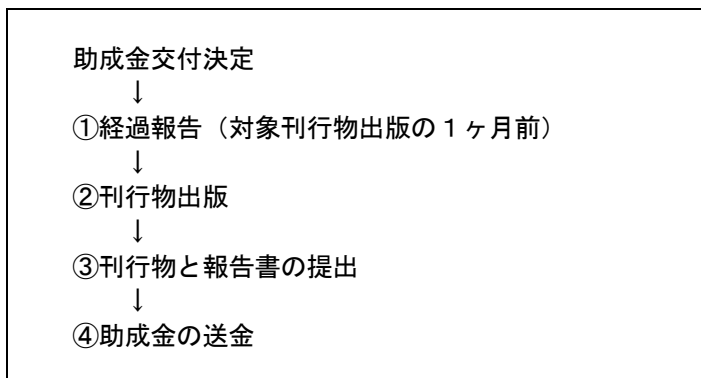
- ①企画内容
学術的な価値の高いものであるか。当該分野の研究促進に寄与することが期待できるか。
- ②実施体制
出版計画は具体的なものか。予算計画は妥当か。配布計画が立てられているか。
- ③信頼性
申請団体の信頼性を示す過去の事業実績があるか。出版に関わる財源確保についての、取り組みがなされて

いるか。

ただし、これらの基準はあくまで審査の際の判断材料となるものです。これらの基準をすべて満たすことが、採用を保証するものではありません。

9. 助成金交付決定後の手順

助成金交付決定後は、下記の手順により手続きを行います。



10. 助成対象者の義務

①対象となる刊行物の出版を中止する場合や次のような変更が生じた場合は、前もって当基金まで書面にてご連絡ください。

- ・ 刊行物の内容の変更（ページ数、執筆者の変更も含む）
- ・ 出版予定日の変更
- ・ 印刷製本費の金額変更

②当基金が指定する箇所に助成事業の対象刊行物である旨、明記することを義務とします。

③完成した刊行物を当基金に2部提出していただきます。

11. 助成金の交付

助成金交付に関する書類と刊行物の提出が完了したのち、助成金が一括で交付されます。

刊行物が令和2(2019)年4月以前に出版された場合、助成金の交付決定は取り消されます。また、令和3(2020)年3月以降に出版される場合においても助成の決定が取り消される可能性がありますので、ご注意ください。

12. 継続助成申請

限られた予算の公益性・公平性に配慮し、3回助成を受けた団体は、審査において優先度が下がる場合があります。

13. 基金における事業の広報

当基金では、学術定期刊行物助成の対象となった学術定期刊行物については、刊行物の名称、刊行団体、刊行時期を当基金広報誌およびウェブサイトにて公開しています。